

根室市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業 (市内消費喚起商品券発行事業)

根室市プレミアム付商品券・飲食店限定商品券の取扱店を募集

根室商工会議所では、今回発行致します「プレミアム付商品券」及び「飲食店限定商品券」を取り扱って頂ける商店・事業所を**7月13日(月)**より募集開始します。(※ 商品券を取り扱うためには、登録が必要です。)

市民の皆様の利便性を高め、市内経済の活性化させるためにも多くの商店・事業所の参加をお願いします。

(※ 登録手数料・換金手数料・振込手数料は無料です)

【取扱店の登録方法】

「プレミアム付商品券」及び「飲食店限定商品券」を取扱う事業者の登録を受けるには、「根室市プレミアム付商品券発行事業者 特定事業者登録申請書」に必要事項を記入の上、根室商工会議所申請窓口(下記窓口)に申請願います。

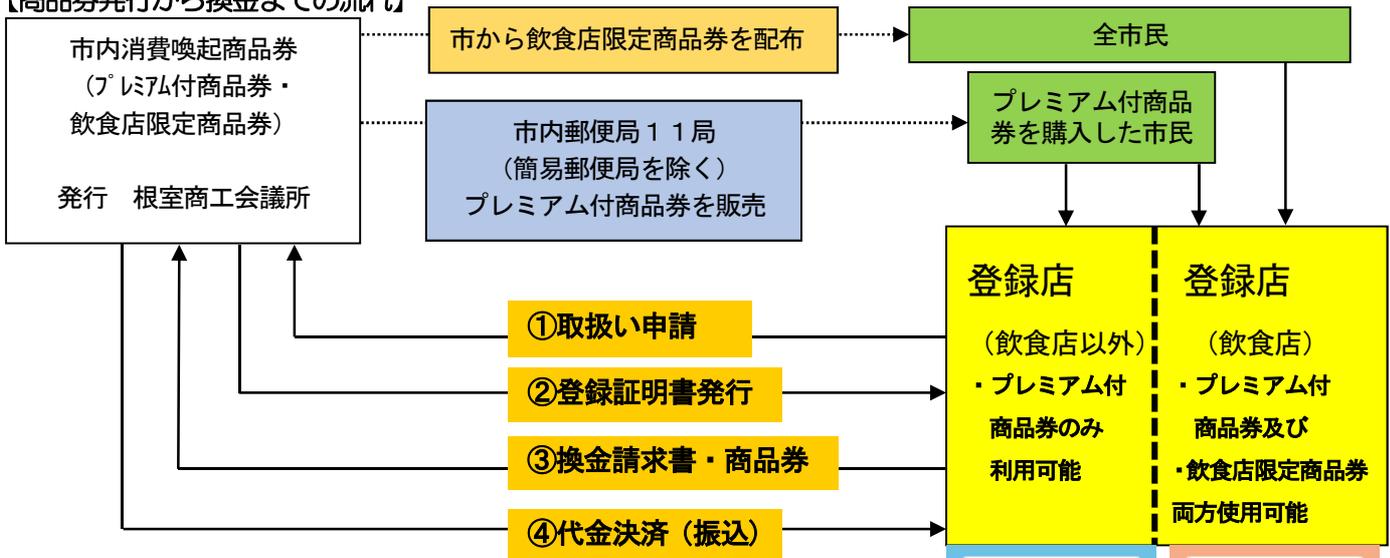
(※ 申請書は根室商工会議所のホームページか下記窓口でもお受け出来ます)

	申請期間	申請窓口	備考
登録募集 (1次)	7月13日(月)~7月27日(月) 午前9時~午後5時まで *但し、土・日・祭日は休み	根室商工会館2階 根室商工会議所 事務所	8月に市民へ配布する 取扱事業所の案内チラシ掲載されます。
登録募集 (随時)	7月28日(火)~12月29日(火) 午前9時~午後5時まで *但し、土・日・祭日・年末年始は休み	根室商工会館2階	上記の案内チラシには 掲載されませんが、ホームページや9月以降のチラシに掲載可能

【登録の資格等】

特定事業者として登録できる事業者は、根室市の行政区域内に店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、各種サービス業等、一般消費者が利用可能な商品の購入またはサービスを提供することが可能な事業者とする。ただし、根室市暴力団排除条例(平成25年根室市条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係事業者を除く。

【商品券発行から換金までの流れ】



【お問合せ先】 根室商工会議所 TEL 0153 - 24 - 2062

